

# 令和4年10月から変更となる制度のまとめ



## TOPIX

1. 最低賃金額の引き上げ
2. 雇用保険料率の変更
3. 育児介護休業法改正



## 1. 最低賃金額の引き上げ

### 北海道の最低賃金が920円になります

(効力発生效年月日：令和4年10月2日)

会社ごとの賃金規程により計算方法は異なりますが、週40時間フルタイム勤務の方は **月額159,896円** を上回る賃金設定が必要になる場合があります。

すべての労働者に適用されますので、10月以降の給与計算の際にご確認ください。

<計算例> 週40時間勤務の場合

最低賃金額920円×週40時間×52.14週(1年間)÷12か月=159,896円

## 2. 雇用保険料率の変更



令和4年10月分の給与から、労働者負担・事業主負担の保険料率が下記のとおり変更になります。年度の途中から保険料率が変更となりますので、給与計算の際はご注意ください。

### ●令和4年10月1日～令和5年3月31日●

事業の種類	負担者				①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業等給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

## 3. 育児・介護休業法改正 (令和4年10月「育児・介護休業法」改正)

### ①産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

通常の育児休業とは別に、出産予定日から8週間の間に、最長で4週間の「産後パパ育休」が取得できます。

### ②育児休業の分割取得が可能になります

雇用保険被保険者が育児休業を2回まで分割して取得でき、その2回とも育児休業給付金の支給を受けられます。



例えば、①と②を併せて活用し、出産から退院直後まで休み、いったん職場に戻って業務の整理や引き継ぎを済ませてから再び休む…等、育児休業を柔軟に取得できるようになります。